

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年1月9日（平成30年（行情）諮問第6号）

答申日：平成31年3月20日（平成30年度（行情）答申第497号）

事件名：性犯罪者処遇プログラム及び性犯罪者再犯防止指導に関する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の4に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月9日付け法務省矯総第2020号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

原処分に至る対象行政文書の探索、情報提供及び特定の過程につき厳格な審理を乞う。

（2）意見書

ア はじめに

まず、本件審査請求の不服事由についてふえんする。

本件において問うのは、究極的には「対象行政文書の特定の当否」である。ここで「究極的」というのは、審査の対象が、最終的に開示決定等がなされた行政文書にのみ限定されるものではなく、その過程においてなされた、あるいはなされるべきであったにもかかわらずなされなかった情報提供に係る行政文書にも及ぶという趣旨である。

これは、一般に、行政機関における行政文書の作成、保管の状況等の実情に通じていない開示請求者にとっては、行政機関の情報提供の内容を信頼して、法的判断を伴う意思表示をせざるを得ないことによる。その一態様として、本件のように、処分庁の情報提供に基

づいて、抽出（選択）請求に変更した場合、審査請求人は、その情報提供において、請求の趣旨に合致しないし符合する行政文書が網羅的に（遺脱なく）摘示されているものと信頼し、これを前提として補正の意思表示をなしたのであるから、仮に、処分庁の情報提供に不備があったときは、信義則違背の観点からも、審査請求人の意思表示の重要な要素に錯誤を生ぜしめた点においても、さらに成立過程に瑕疵のある行政処分としても、原処分は取消しを免れない。

そして、その審査の方法ないし着眼点として、原処分に至る対象行政文書の探索、情報提供及び対象行政文書特定の一連の過程につき、後述の疑義を踏まえた調査審議を求める。

なお、原処分が一部不開示とした部分については、その理由に法5条4号該当を主張する部分は疑問の余地が多分にあるものの、敢えてその当否を争うものではないから、審査の対象から除外されたい。

イ 原処分に至る事実経過

原処分に至る事実経過については、理由説明書（下記第3。以下同じ。）の2にも記述されているが、数点の脱漏があるので、次のとおり補足する。

- (ア) 本件開示請求書には、「記1 開示請求に係る行政文書の名称等」として、「性犯罪者処遇プログラム及び性犯罪再犯防止指導に関する一切の行政文書」と記載した上で、「※「一切の行政文書」とは、①上記プログラム及び指導について網羅的かつ完結的に把握できる点において法施行令（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」を指す。以下同じ。）13条2項の規定の適用上、一件の行政文書（1件の開示請求）として観念されるべき全ての行政文書を指し、②上記プログラム及び指導の内容策定に関する文書や、その実施要領を定めた例規等が想定されるが、もとよりこれらに限定する趣旨ではない。」と補足を付し、更に「記3 備考」として、「（1）開示請求者は、貴庁における行政文書の作成、保管状況等の実情に通じていないため、現時点においては、請求の趣旨が概括的な記載にとどまらざるを得ないことから、③対象文書の探索ないし特定にあたっては、上記『※』の補足事項を確実に斟酌した上、対象文書の範囲をできる限り広く把握するよう意を用いられたい。なお、対象文書の探索の過程で、貴庁において④対象となり得るものと見込まれる行政文書の標目等（表題、作成年月日及び枚数）並びにそれらが保管された行政文書ファイルの名称の通知等、適切な情報提供がなされ、対象文書の全体像及び構成が把握できれば、抽出請求への変更も可能である。」と明記されていた。

- (イ) 処分庁は、これを受けた平成29年5月2日付け求補正書において、83件の行政文書（理由説明書別紙1と同一）を摘示した上で、その全てを請求する場合、⑤請求件数は14件になるとして、残り13件分の開示請求手数料を追納するか、あるいはどれか1件分又は1つに特定するよう補正を求めた。
- (ウ) 審査請求人は、同月22日付けで、上記求補正に対する「回答書」を発送した（理由説明書の2（3）にいう「1回目回答」）が処分庁は、その到達前である（当該回答書の到達は、押なつされた受付印によれば同月29日である。）同月26日付けで、再求補正の書面を送付した。そこには、前回求補正書と同様に83件の行政文書が摘示された上で、「期限までに回答がいただけない場合、⑥下記1（1）から（5）に記載した行政文書を請求されたものとみなし、納付されている収入印紙（300円1枚）を同行政文書の請求に充当し、手続を進めさせていただきます」と記載されていた。
- (エ) なお、前記5月2日付け求補正書において、本件開示請求書記4の「情報提供依頼」に対する回答が記載されていたことは、理由説明書の2（2）のとおりであるが、この回答に係る情報は、ともに審査請求人が、その時点において将来行うことを予定していた開示請求のあて先あるいは対象文書についての情報であって、本件開示請求の対象行政文書とは何らの関連性もない事柄であるから、この点については、当初から不服を申し立てていない。

ウ 考察

- (ア) 処分庁は、「本件における対象文書の特定に至るまでの過程（の）各段階において、可能な限りの探索を行った上で対象文書の提示を行っており、また、審査請求人が教示を求めた事項については、適時・適切に情報提供を行っている」とした上で、「その他、原処分に至るまでの各開示請求手続に特段の不備等も認められない」とし、「原処分に至るまでの過程における対象文書の探索及び特定並びに審査請求人に対する情報提供の実施方法等は妥当である」と結論付けている（理由説明書の3（3）、4及び5）。

しかしながら、かかる主張には承服することができない。その理由は、次のとおりである。

- (イ) 第1に、処分庁は、本件開示請求に、上記イ（ア）④の記載があったにもかかわらず、前記5月2日付け求補正書において、83件の行政文書の表題及び作成年月日のみ摘示し、その枚数及びそれらが保管された行政文書ファイルの名称については記載しなかった。しかも前記同月26日付け求補正書においても同様の対応しかせず、

結局、処分庁も自認しているように、審査請求人が同月22日付け回答書において、その必要性を詳細に記述して適切な対応を促すまで、これらについて通知しなかったのであるから、到底これをして「適時・適切に情報提供を行っているもの」と評価することはできないと言うべきである。

なお、これらの求補正書には、上記イ（イ）⑤及び上記イ（ウ）⑥のような記述があったのであるから、処分庁がその時点で開示請求手数料の算定の根拠となる「一件の行政文書」の範囲、即ち本件開示請求の対象となるべき行政文書が保管された行政文書ファイルの名称を把握していたことは明らかである。

（ウ）第2に、処分庁は、前記5月2日付け及び同月26日付けの両求補正書においては、83件の行政文書が本件開示請求の趣旨に合致するとしていたが、審査請求人が把握していた具体的な行政文書名を挙げて、半ば追及的に回答を求めるや、同年6月12日付け求補正書においてようやく別表に掲げる14件の行政文書の存在を明らかにした経緯があるのであるから、この一事をもってしても、「各段階において、可能な限りの探索を行った上で対象文書の提示を行っている」ということはできない。

しかも、本件開示請求書には、上記イ（ア）①、②及び③の記載があったところ、当該14件の行政文書は、①いずれも前記両補正書において摘示された行政文書と同一の行政文書ファイルである「特別改善指導に関する書類」に編てつされていたこと、②⑥を除いて、いずれも、標題に「性犯罪者処遇プログラム」又は「性犯罪再犯防止指導」の語句が含まれていることからすれば、処分庁、とりわけ特別改善指導等の矯正実務に通暁している矯正局の職員が、これらを本件開示請求の対象となり得るものと認識しなかったというのは極めて不自然で不可解なことと言わざるを得ず、そして、処分庁が当初摘示した行政文書は、そのほぼ全てが、数枚単位の枚数が少ないものであった一方で、審査請求人の追及後に摘示した行政文書は14件、合わせて2376枚に及ぶ膨大な分量であったことは、処分庁において、対象の行政文書について開示決定等の判定をすることを忌避する意図の下に、提供する情報の内容に作為を加えたのではないかとの疑念さえ抱かせる事実である。

もとより、処分庁の認識、すなわち内心の態様を証明する術はないのであるから、これ以上の推論は控えるが、少なくとも、理由説明書の3（2）で主張するような「処分庁内の事務室、書庫、パソコン上の電子データ等」を悉皆的に探索したのであれば、かかる事

態が起きないであろうことは確かである。

(エ) そうすると、「原処分に至るまでの過程における対象文書の探索及び特定並びに審査請求人に対する情報提供の実施方法等は妥当である」との諮問庁の主張には重大な疑問が生じているというべきであるから、他に対象として通知されるべき行政文書に遺脱がないか、確実に検証して頂きたい。特に、次に掲げる行政文書が本件開示請求の対象に含まれていないことについて諮問庁に説明を求めたい(番号は原処分に係る通知の書面記1による。)

ア 平成29年3月31日付け法務省矯正第1067号矯正局成人矯正課長通知において引用摘示されている、平成27年3月20日付け矯正局成人矯正課長通知

イ 平成29年1月26日付け事務連絡中に「速やかに当課宛てに連絡願います」と記載されているその連絡に係る文書

ウ 平成29年3月31日付け法務省矯成第1065号矯正局成人矯正課長通知において引用摘示されている、平成27年3月19日付け矯正局成人矯正課長通知並びに記3(2)の参考送付及び同(4)の送付に係る各文書

エ 平成28年5月27日付け保観第82号法務省矯正局成人矯正課長及び保護局観察課長通知において引用摘示されている、平成18年11月29日付け矯正局成人矯正課長及び保護局観察課長通知及び受刑者の集団編成に関する訓令

オ 性犯罪再犯防止指導の効果的実施に関する考察—10年目の知見—6ページに掲記されているマニュアル類の一部

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求し、平成29年8月9日付け法務省矯総第2020号行政文書開示決定通知書により、審査請求人が開示を求めた行政文書を一部開示(原処分)したところ、審査請求人は、原処分に至る対象行政文書の探索方法、情報提供方法及び対象行政文書特定の過程について疑義がある旨主張し、厳格な審査を求める旨記載していることから、以下、原処分に至るまでの過程における対象文書の探索及び特定並びに情報提供の在り方の妥当性について検討する。

2 原処分に至る経緯について

本件開示請求から原処分までの経緯等については、以下のとおりである。

(1) 審査請求人から、処分庁に対し、平成29年4月17日受付の行政文書開示請求書により、「性犯罪者処遇プログラム及び性犯罪再犯防止指

導に関する一切の行政文書」の開示を求める旨の開示請求がなされた。

また、本件開示請求書には、上記請求と併せて、特定矯正管区の所在地及び「平成22年3月ころに矯正局の課長名で発出された、刑事施設の被収容者に差し入れられた名刺の取扱い等についての通達の名称（表題）及び作成年月日（その後、当該通知を変更又は廃止する通知等が発出されているときは、その名称（表題）及び作成年月日も含む。）」の教示を求める旨も記載されていた。

- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、請求趣旨に合致すると思われる行政文書の探索を行った上で、平成29年5月2日付け求補正書により、審査請求人に対し、別紙の2に掲げる83件の行政文書を提示し、同83件のうち、いずれの行政文書の開示を求めるか、補正を求めた（以下「1回目求補正」という。）。

また、併せて、教示の求めがあった2件についても、情報提供を行った。

- (3) 審査請求人は、平成29年5月29日受付の「回答書」と題する書面において、

ア 提示された各行政文書が保存されている行政文書ファイル名が不明であること

イ 提示された各行政文書の分量（枚数）が不明であること

ウ 提示された行政文書の中に、審査請求人が開示請求趣旨に合致する行政文書として把握している「性犯罪者処遇プログラム研究会報告書」及び「性犯罪再犯防止指導テキスト（法務省矯正局成人矯正課発行）」（以下「不足文書2件」という。）が含まれておらず、対象文書の抽出・探索の範囲に疑問があること

を理由として、更なる情報提供及び対象文書の探索を求めた（以下「1回目回答」という。）。

- (4) 上記(3)の求めを受けた処分庁が、改めて請求趣旨に合致すると思われる行政文書の探索を行ったところ、不足文書2件に該当すると思われる文書を含め、請求趣旨に合致すると思われる行政文書が14件認められたことから、処分庁は、既に提示済みである83件の行政文書と合わせた別紙の3に掲げる合計97件の行政文書について、「行政文書ファイル名」、「行政文書名」及び「枚数（片面相当）」をリスト化した表を作成し、平成29年6月12日付け再求補正書とともに審査請求人に送付し、改めて、開示を求める行政文書を特定するよう補正を求めた（以下「2回目求補正」という。）。

- (5) 審査請求人は、平成29年6月26日受付の「回答書」と題する書面において、別紙の3(13)アないしト（本件対象文書）の開示を求め

る旨の意思表示を行うとともに、今一度、他に開示請求趣旨に合致する行政文書が存在しないか確認の上、開示決定を行うよう求めた（以下「2回目回答」という。）。

- (6) 処分庁は、念のため、再度、開示請求趣旨に合致する行政文書の探索を行い、既に審査請求人に対して提示済みである97件以外に開示請求趣旨に合致すると思われる行政文書が存在しないことを確認した上で、原処分を行った。

3 処分庁による事務手続の妥当性について

- (1) 法4条1項2号の規定では、開示請求書に「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないことが定められているところ、同号に規定される「行政文書を特定するに足りる事項」とは、行政機関の職員が当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足り、請求された行政文書が特定されたものとして扱うと解されており、また、法22条1号に規定される情報の提供については、開示請求者が容易かつ的確に行政文書を特定することができるようにするため、開示請求をしようとする行政文書を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行うべき旨規定されている。

- (2) 処分庁は、本件開示請求書において審査請求人が「性犯罪者処遇プログラム及び性犯罪再犯防止指導に関する一切の行政文書」と記載したことを受け、処分庁内の事務室、書庫、パソコン上の電子データ等を探索した結果、当該請求趣旨に合致すると思われる行政文書が83件認められたため、審査請求人に対し、1回目求補正を行ったところ、審査請求人が1回目回答において、具体的に不足文書2件の行政文書名を記載してきたことから、処分庁は、改めて、不足文書2件を中心とした行政文書の探索を行い、その結果、本件開示請求趣旨に合致すると思われる行政文書として審査請求人に示すべき14件の行政文書（不足文書2件を含む。）が認められたことから、2回目求補正を行ったものである。

また、処分庁は、2回目回答を受けて、念のため、再度、開示請求趣旨に合致する行政文書の探索を行ったものの、既に審査請求人に対して提示済みである97件以外に開示請求趣旨に合致すると思われる行政文書が存在しないと認められたことから、原処分を行ったものである。

- (3) 本件における対象文書の特定に至るまでの過程は以上のとおりであるところ、各段階において、可能な限りの探索を行った上で対象文書の提示を行っており、また、審査請求人が教示を求めた事項については、適時・適切に情報提供を行っているものと認められる。

- 4 その他、原処分に至るまでの各開示請求手続に特段の不備等も認められ

ない。

- 5 以上のことから、原処分に至るまでの過程における対象文書の探索及び特定並びに審査請求人に対する情報提供の実施方法等は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月14日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成31年2月15日 審議
- ⑤ 同年3月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を特定した上、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の特定に不服があるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 求補正の経緯等について

諮問書の添付資料によると、処分庁が審査請求人に対して行った求補正の経緯等は、おおむね以下のとおりであると認められる。

ア 処分庁は、本件開示請求（1件分の開示請求手数料として300円を納付）を受けて、審査請求人に対し、本件開示請求の趣旨に該当すると思われる文書（別紙の2に掲げる文書）を提示し、法務省本省においてこれらを保有しており、当該文書全てを開示請求する場合の請求件数は14件（その算定方法も明示）で、その開示請求手数料は4,200円となる旨の情報提供をした上で、本件開示請求の対象を特定するよう求める1回目求補正（回答期限は平成29年6月12日）を行った。

イ 1回目求補正に対し、審査請求人から送付された回答書（1回目回答）には、まず、本件請求文書を挙示し、これらの内容等が網羅的かつ完結的に把握できる点において法施行令13条2項の規定の運用上、1件の行政文書（1件の開示請求）として観念されるべき全ての行政文書の開示を求める旨を改めて指摘した上で、1回目求補正で処分庁から提示された文書が保管された行政文書ファイルの名称が記載されておらず、どれか1件分に特定することができる状況にないことや、

審査請求人が本件開示請求の趣旨に合致するものとして把握している「性犯罪者処遇プログラム研究会報告書」や「性犯罪再犯防止指導テキスト（法務省矯正局成人矯正課発行）」が挙げられておらず、対象文書の抽出・探索の範囲に疑問があることなどを理由に、更なる情報提供と対象文書の探索を求める旨が記載されていた。

ウ 上記イのとおり、審査請求人から「性犯罪者処遇プログラム研究会報告書」及び「性犯罪再犯防止指導テキスト（法務省矯正局成人矯正課発行）」が本件開示請求の趣旨に合致するとの回答があったことを受けて、処分庁は、審査請求人に対し、その趣旨に合致する可能性のある文書（別紙の3に掲げる文書。具体的には各行政文書ファイル名とその中の文書名を列記したものを改めて整理し、これを1件の行政文書とする範囲（別紙の3（1）及び（2）の各行政文書ファイルの文書を併せて1件とし、その余は各行政文書ファイルごとに1件とするもの）及び各文書の枚数と併せて提示し、当該文書全てを開示請求する場合の請求件数は14件（その算定方法も明示）で、その開示請求手数料は4,200円となる旨の情報提供をした上で、これを踏まえて本件開示請求をどうするか（納付済みの1件分の開示請求手数料に残り13件分の3,900円を追加して納付するか、それとも、どれか1件分又は1つに特定するかどうか）につき回答を求める2回目求補正（回答期限は平成29年6月21日）を行った。

エ 2回目求補正に対し、審査請求人から送付された2回目回答に係る回答書には、処分庁が提示した別紙の3に掲げる文書のうち、別紙の3（13）の行政文書ファイル中のアないしトに掲げる20文書（開示請求としては1件。本件対象文書）を選択する旨記載されていた。なお、同回答書には、他に開示請求の趣旨に合致する行政文書が存在しないかどうかにつき確認を求める旨も付記されていたものの、開示請求手数料を追納する旨の記載は一切なかった。

オ これを受けて、処分庁は、原処分を行った。

（2）検討

ア 本件開示請求書に記載された本件請求文書についてみると、審査請求人が開示を求める文書は、「性犯罪者処遇プログラム及び性犯罪再犯防止指導に関する一切の行政文書」という広範なものであって、具体的な文書名などは記載されていなかった。もっとも、審査請求人が1件分の行政文書の開示を求めていることについては、本件開示請求書の記載から明らかであって、上記（1）で認定した求補正とこれに対する審査請求人の各回答の内容に照らしても、この点は、一連の求補正の手続の過程を通じて一貫したものであったと認めら

れる。

イ これに対し、処分庁が、上記（１）イのとおりの内容の１回目求補正とこれに対する審査請求人の回答を踏まえて、別紙の３に掲げる文書を提示した上で、上記（１）ウのとおりの内容の情報提供を含む２回目求補正を行ったところ、審査請求人は、２回目回答において、提示された文書の中から、１件分の行政文書である本件対象文書（別紙の３（１３）の行政文書ファイル中の２０文書）を選択する旨回答し、その開示を請求する意思を明確にしたものである。

そうすると、本件開示請求の対象となる文書に関するこのような審査請求人の選択を踏まえて、処分庁が本件対象文書を特定したことに、不合理な点はなく、これを是認することができる。

ウ なお、審査請求人は、意見書において、本件対象文書の外に、本件開示請求の対象に含まれるとする文書の名称を列記し、これらの文書も特定すべきである旨主張するが、上記イで認定判断したところに照らし、採用することはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、法務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件開示請求書に記載された文書

性犯罪者処遇プログラム及び性犯罪再犯防止指導に関する一切の行政文書
※ 「一切の行政文書」とは、上記プログラム及び指導について網羅的かつ完結的に把握できる点において法施行令13条2項の規定の運用上、一件の行政文書（1件の開示請求）として観念されるべき全ての行政文書を指し、上記プログラム及び指導の内容策定に関する文書や、その実施要領を定めた例規等が想定されるが、もとよりこれらに限定する趣旨ではない。

2 処分庁が1回目求補正において提示した文書

- (1) 受刑者の各種指導に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3348号大臣訓令）
- (2) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令（平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令）
- (3) 平成18年5月23日付け法務省矯成第3349号矯正局長依命通達「受刑者の各種指導に関する訓令の運用について」
- (4) 平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「改善指導の標準プログラムについて」
- (5) 平成19年5月30日付け法務省矯総第3362号矯正局長通達「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達等の整備等について」
- (6) 平成18年6月15日付け事務連絡「性犯罪再犯防止指導に係る実践プログラムについて」
- (7) 平成18年4月21日付け法務省矯成第2629号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導の実施に係るワーキンググループ第1回打合せについて」
- (8) 平成19年7月3日付け法務省矯成第4023号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪者処遇プログラム効果検証のための追跡調査の実施について」
- (9) 平成19年4月16日付け法務省矯成第2484号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導の実施に係るワーキンググループ第1回打合せについて」
- (10) 平成19年10月16日付け事務連絡「性犯罪再犯防止指導の実施に係るワーキンググループ第2回打合せについて」
- (11) 平成19年3月1日付け法務省矯成第1207号矯正局成人矯正課長

依頼「性犯罪再犯防止指導の実施に係るワーキンググループ第2回打合せについて」

- (12) 平成20年4月1日付け法務省矯成第2220号矯正局長依命通達「性犯罪再犯防止指導を受講する受刑者の移送について」
- (13) 平成20年8月4日付け法務省矯成第4701号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪受刑者に対する処遇調査の実施について」
- (14) 平成20年12月4日付け法務省矯成第6929号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係る教材等の取扱いについて」
- (15) 平成20年4月15日付け法務省矯成第2556号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪ワーキンググループ及び性犯罪者調査研究会の開催について」
- (16) 平成20年10月27日付け法務省矯成第6261号矯正局成人矯正課長依頼「平成20年度第2回性犯罪ワーキンググループ及び性犯罪者調査研究会の開催について」
- (17) 平成21年3月31日付け法務省矯成第1496号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導のメンテナンスの実施について」
- (18) 平成21年6月11日付け法務省矯成第2646号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ打合せ会の開催について」
- (19) 平成21年11月4日付け法務省矯成第5754号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」
- (20) 平成22年4月23日付け法務省矯成第2043号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会の開催について」
- (21) 平成22年8月6日付け法務省矯成第4687号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」
- (22) 平成22年7月28日付け法務省矯成第4404号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪者調査研究会の開催について」
- (23) 平成22年1月15日付け法務省矯成第176号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会の開催について」
- (24) 平成22年2月8日付け法務省矯成第516号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ及び性犯罪者調査研究会の開催について」
- (25) 平成23年4月18日付け法務省矯成第2251号矯正局成人矯正課

- 長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ及びサポートグループの構成員の指名について」
- (26) 平成23年4月7日付け法務省矯成第1994号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ打合せ会及び性犯罪者調査研究会の開催について」
 - (27) 平成23年5月13日付け法務省矯成第2779号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪者調査研究会（第2回）の開催について」
 - (28) 平成23年8月12日付け法務省矯成第4824号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」
 - (29) 平成23年12月26日付け法務省矯成第7969号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会の開催について」
 - (30) 平成23年1月6日付け法務省矯成第34号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会及び性犯罪者調査研究会第2回の開催について」
 - (31) 平成24年12月25日付け法務省矯成第2850号矯正局成人矯正課長通知「改善指導等に係る研究発表等を実施する場合の留意事項について」
 - (32) 平成24年4月18日付け法務省矯成第856号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ及びサポートグループの構成員の指名について」
 - (33) 平成24年4月2日付け法務省矯成第750号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会の開催について」
 - (34) 平成24年11月6日付け法務省矯成第2498号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会及び性犯罪者調査研究会の開催について」
 - (35) 平成26年3月5日付け法務省矯成第449号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導の準備プログラムの実施について」
 - (36) 平成25年3月22日付け法務省矯成第613号矯正局成人矯正課長通知「「性犯罪再犯防止指導を受講する受刑者の移送について」の運用について」
 - (37) 平成26年3月14日付け法務省矯成第551号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第1回）の開催について」
 - (38) 平成25年4月23日付け法務省矯成第843号矯正局成人矯正課長

通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループの構成員の指名について」

- (39) 平成25年4月5日付け法務省矯成第767号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第1回）の開催について」
- (40) 平成25年8月30日付け法務省矯成第1885号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」
- (41) 平成25年12月25日付け法務省矯成第2806号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会の開催について」
- (42) 平成25年8月30日付け法務省矯成第1886号矯正局成人矯正課長通知「第2回性犯罪者調査研究会の開催について」
- (43) 平成25年12月25日付け法務省矯成第2805号矯正局成人矯正課長通知「第3回性犯罪者調査研究会の開催について」
- (44) 平成25年1月8日付け法務省矯成第16号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第2回）の開催について」
- (45) 平成26年4月11日付け法務省矯成第807号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループの構成員の指名について」
- (46) 平成26年8月21日付け法務省矯成第1955号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」
- (47) 平成26年12月22日付け法務省矯成第2921号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会の開催について」
- (48) 平成27年3月19日付け法務省矯成第735号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第1回）の開催について」
- (49) 平成26年8月21日付け法務省矯成第1956号矯正局成人矯正課長通知「第2回性犯罪者調査研究会の開催について」
- (50) 平成26年12月22日付け法務省矯成第2922号矯正局成人矯正課長通知「第3回性犯罪者調査研究会の開催について」
- (51) 平成26年12月24日付け法務省矯成第2936号矯正局成人矯正課長通知「平成27年度における性犯罪再犯防止指導の実施について」
- (52) 平成27年1月21日付け事務連絡「平成27年度性犯罪再犯防止指

導の本科開講計画について」

- (53) 平成27年4月10日付け法務省矯成第910号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループの構成員の指名について」
- (54) 平成27年6月25日付け法務省矯成第1636号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」
- (55) 平成27年11月26日付け法務省矯成第3130号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会の開催について」
- (56) 平成28年3月24日付け法務省矯成第955号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第1回）の開催について」
- (57) 平成27年6月25日付け法務省矯成第1635号矯正局成人矯正課長通知「第2回性犯罪者調査研究会の開催について」
- (58) 平成27年11月24日付け法務省矯成第3078号矯正局成人矯正課長通知「第3回性犯罪者調査研究会の開催について」
- (59) 平成28年1月7日付け法務省矯成第51号矯正局成人矯正課長通知「平成28年度における性犯罪再犯防止指導の実施について」
- (60) 平成28年1月21日付け事務連絡「平成28年度性犯罪再犯防止指導の本科開講計画について」
- (61) 平成29年3月31日付け法務省矯成第1067号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導の集中プログラムの実施について」
- (62) 平成29年3月31日付け法務省矯成第1068号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導の調整プログラムの実施について」
- (63) 平成29年1月11日付け法務省矯成第29号矯正局成人矯正課長通知「平成29年度における性犯罪再犯防止指導の実施について」
- (64) 平成29年1月26日付け事務連絡「平成29年度における性犯罪再犯防止指導の本科開講計画について」
- (65) 平成29年3月31日付け法務省矯成第1066号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導における巡回指導の実施について」
- (66) 平成29年3月31日付け事務連絡「平成29年度における巡回指導の実施について」
- (67) 平成29年3月31日付け法務省矯成第1065号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導における施設間事例検討の実施について」
- (68) 平成29年3月31日付け事務連絡「平成29年度における施設間事例検討の実施について」

- (69) 平成29年3月31日付け法務省矯成第1069号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導における実務研究会の実施について」
- (70) 平成29年1月19日付け法務省矯成第209号矯正局成人矯正課長通知「平成28年度性犯罪再犯防止指導メンテナンスプログラム検討会の開催について」
- (71) 平成28年4月12日付け法務省矯成第1119号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループの構成員の指名について」
- (72) 平成28年9月1日付け法務省矯成第2432号矯正局成人矯正課長通知「平成28年度性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ（第2回）打合せ会の開催について」
- (73) 平成29年1月19日付け法務省矯成第212号矯正局成人矯正課長通知「平成28年度性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ（第3回）打合せ会の開催について」
- (74) 平成29年3月27日付け法務省矯成第862号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第1回）の開催について」
- (75) 平成28年9月1日付け法務省矯成第2433号矯正局成人矯正課長通知「平成28年度性犯罪者調査研究会（第2回）の開催について」
- (76) 平成29年1月19日付け法務省矯成第210号矯正局成人矯正課長通知「平成28年度性犯罪者調査研究会（第3回）の開催について」
- (77) 平成28年5月27日付け法務省保観第82号矯正局成人矯正課長・保護局観察課長通知「性犯罪者処遇に係る情報の引継ぎについて」
- (78) 平成28年5月27日付け事務連絡「「性犯罪者処遇に係る情報の引継ぎについて」の運用上留意すべき事項について」
- (79) 平成28年5月27日付け事務連絡「性犯罪者処遇に係る情報の引継ぎに用いる様式について」
- (80) 平成29年4月14日付け法務省矯成第1167号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループの構成員の指名について」
- (81) 平成28年5月18日付け法務省保観第63号保護局長通達「性犯罪者処遇プログラム実施要領の全部改正について」
- (82) 平成28年5月18日付け法務省保観第64号保護局観察課長通知「性犯罪者処遇プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について」
- (83) 性犯罪者処遇プログラム「ワークシート集」

3 処分庁が2回目求補正において提示した文書

- (1) 法規関係例規（法令解釈・運用基準）（平成18年）
 - ア 受刑者の各種指導に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3348号大臣訓令）
 - イ 平成18年5月23日付け法務省矯成第3349号矯正局長依命通達「受刑者の各種指導に関する訓令の運用について」
 - ウ 平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「改善指導の標準プログラムについて」
- (2) 法規関係例規（法令解釈・運用基準）（平成19年）
 - ア 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令（平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令）
 - イ 平成19年5月30日付け法務省矯総第3362号矯正局長通達「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達等の整備等について」
- (3) 特別改善指導に関する書類（平成18年）
 - ア 平成18年6月15日付け事務連絡「性犯罪再犯防止指導に係る実践プログラムについて」
 - イ 平成18年4月21日付け法務省矯成第2629号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導の実施に係るワーキンググループ第1回打合せについて」
 - ウ 性犯罪者処遇プログラム研究会報告書（平成18年3月）
- (4) 特別改善指導に関する書類（平成19年）
 - ア 平成19年7月3日付け法務省矯成第4023号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪者処遇プログラム効果検証のための追跡調査の実施について」
 - イ 平成19年4月16日付け法務省矯成第2484号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導の実施に係るワーキンググループ第1回打合せについて」
 - ウ 平成19年10月16日付け事務連絡「性犯罪再犯防止指導の実施に係るワーキンググループ第2回打合せについて」
 - エ 平成19年3月1日付け法務省矯成第1207号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導の実施に係るワーキンググループ第2回打合せについて」
 - オ 矯正局性犯罪者処遇プログラムマニュアルC-SOP2006（平成19年3月）
 - カ 性犯罪者処遇プログラムメンテナンスマニュアル（平成19年8月）
- (5) 特別改善指導に関する書類（平成20年）

- ア 平成20年4月1日付け法務省矯成第2220号矯正局長依命通達「性犯罪再犯防止指導を受講する受刑者の移送について」
 - イ 平成20年8月4日付け法務省矯成第4701号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪受刑者に対する処遇調査の実施について」
 - ウ 平成20年12月4日付け法務省矯成第6929号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係る教材等の取扱いについて」
 - エ 平成20年4月15日付け法務省矯成第2556号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪ワーキンググループ及び性犯罪者調査研究会の開催について」
 - オ 平成20年10月27日付け法務省矯成第6261号矯正局成人矯正課長依頼「平成20年度第2回性犯罪ワーキンググループ及び性犯罪者調査研究会の開催について」
 - カ 性犯罪再犯防止指導に係る指導用テキスト・ワークブック（調整プログラム）（平成20年3月）
 - キ 性犯罪者処遇プログラム調整プログラム指導者マニュアルC-SOP2007（平成20年3月）
- (6) 特別改善指導に関する書類（平成21年）
- ア 平成21年3月31日付け法務省矯成第1496号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導のメンテナンスの実施について」
 - イ 平成21年6月11日付け法務省矯成第2646号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ打合せ会の開催について」
 - ウ 平成21年11月4日付け法務省矯成第5754号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」
 - エ メンテナンス・プログラムワークブック（平成21年3月）
 - オ 性犯罪者処遇プログラム標準プログラムマニュアル（科目別）（平成21年3月）
- (7) 特別改善指導に関する書類（平成22年）
- ア 平成22年4月23日付け法務省矯成第2043号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会の開催について」
 - イ 平成22年8月6日付け法務省矯成第4687号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」
 - ウ 平成22年7月28日付け法務省矯成第4404号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪者調査研究会の開催について」

エ 平成22年1月15日付け法務省矯成第176号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会の開催について」

オ 平成22年2月8日付け法務省矯成第516号矯正局成人矯正課長依頼「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ及び性犯罪者調査研究会の開催について」

(8) 特別改善指導に関する書類（平成23年）

ア 平成23年4月18日付け法務省矯成第2251号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ及びサポートグループの構成員の指名について」

イ 平成23年4月7日付け法務省矯成第1994号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ打合せ会及び性犯罪者調査研究会の開催について」

ウ 平成23年5月13日付け法務省矯成第2779号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪者調査研究会（第2回）の開催について」

エ 平成23年8月12日付け法務省矯成第4824号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」

オ 平成23年12月26日付け法務省矯成第7969号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会の開催について」

カ 平成23年1月6日付け法務省矯成第34号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会及び性犯罪者調査研究会第2回の開催について」

キ 性犯罪再犯防止指導に係る指導用テキスト・ワークブック（平成23年3月）

(9) 特別改善指導に関する書類（平成24年）

ア 平成24年12月25日付け法務省矯成第2850号矯正局成人矯正課長通知「改善指導等に係る研究発表等を実施する場合の留意事項について」

イ 平成24年4月18日付け法務省矯成第856号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ及びサポートグループの構成員の指名について」

ウ 平成24年4月2日付け法務省今日茂る第750号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会の開催について」

エ 平成24年11月6日付け法務省矯成第2498号矯正局成人矯正課

長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会及び性犯罪者調査研究会の開催について」

オ 刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析研究報告書（平成24年12月）

(10) 特別改善指導に関する書類（平成25年，平成25年度）

ア 平成25年1月8日付け法務省矯成第16号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第2回）の開催について」

イ 平成25年3月22日付け法務省矯成第613号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導を受講する受刑者の移送について」の運用について」

ウ 平成26年3月5日付け法務省矯成第449号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導の準備プログラムの実施について」

エ 平成26年3月14日付け法務省矯成第551号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第1回）の開催について」

オ 平成25年4月23日付け法務省矯成第843号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループの構成員の指名について」

カ 平成25年4月5日付け法務省矯成第767号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第1回）の開催について」

キ 平成25年8月30日付け法務省矯成第1885号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」

ク 平成25年12月25日付け法務省矯成第2806号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会の開催について」

ケ 平成25年8月30日付け法務省矯成第1886号矯正局成人矯正課長通知「第2回性犯罪者調査研究会の開催について」

コ 平成25年12月25日付け法務省矯成第2805号矯正局成人矯正課長通知「第3回性犯罪者調査研究会の開催について」

サ 性犯罪者処遇プログラム準備プログラムマニュアル（平成26年3月）

シ 性犯罪者処遇プログラム標準プログラム（密度別試行版）（平成26年3月）

(11) 特別改善指導に関する書類（平成26年度）

- ア 平成26年4月11日付け法務省矯成第807号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループの構成員の指名について」
 - イ 平成26年8月21日付け法務省矯成第1955号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」
 - ウ 平成26年12月22日付け法務省矯成第2921号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会の開催について」
 - エ 平成27年3月19日付け法務省矯成第735号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第1回）の開催について」
 - オ 平成26年8月21日付け法務省矯成第1956号矯正局成人矯正課長通知「第2回性犯罪者調査研究会の開催について」
 - カ 平成26年12月22日付け法務省矯成第2922号矯正局成人矯正課長通知「第3回性犯罪者調査研究会の開催について」
 - キ 平成26年12月24日付け法務省矯成第2936号矯正局成人矯正課長通知「平成27年度における性犯罪再犯防止指導の実施について」
 - ク 平成27年1月21日付け事務連絡「平成27年度性犯罪再犯防止指導の本科開講計画について」
 - ケ 性犯罪再犯防止指導に係る指導用テキスト・ワークブック（集中プログラム）（平成27年3月）
 - コ 性犯罪者処遇プログラム集中プログラムマニュアル（平成27年3月）
- (12) 特別改善指導に関する書類（平成27年度）
- ア 平成27年4月10日付け法務省矯成第910号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループの構成員の指名について」
 - イ 平成27年6月25日付け法務省矯成第1636号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第2回打合せ会の開催について」
 - ウ 平成27年11月26日付け法務省矯成第3130号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第3回打合せ会の開催について」
 - エ 平成28年3月24日付け法務省矯成第955号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第1回）の開催について」

オ 平成27年6月25日付け法務省矯成第1635号矯正局成人矯正課長通知「第2回性犯罪者調査研究会の開催について」

カ 平成27年11月24日付け法務省矯成第3078号矯正局成人矯正課長通知「第3回性犯罪者調査研究会の開催について」

キ 平成28年1月7日付け法務省矯成第51号矯正局成人矯正課長通知「平成28年度における性犯罪再犯防止指導の実施について」

ク 平成28年1月21日付け事務連絡「平成28年度性犯罪再犯防止指導の本科開講計画について」

(13) 特別改善指導に関する書類（平成28年度）

ア 平成29年3月31日付け法務省矯成第1067号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導の集中プログラムの実施について」

イ 平成29年3月31日付け法務省矯成第1068号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導の調整プログラムの実施について」

ウ 平成29年1月11日付け法務省矯成第29号矯正局成人矯正課長通知「平成29年度における性犯罪再犯防止指導の実施について」

エ 平成29年1月26日付け事務連絡「平成29年度における性犯罪再犯防止指導の本科開講計画について」

オ 平成29年3月31日付け法務省矯成第1066号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導における巡回指導の実施について」

カ 平成29年3月31日付け事務連絡「平成29年度における巡回指導の実施について」

キ 平成29年3月31日付け法務省矯成第1065号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導における施設間事例検討の実施について」

ク 平成29年3月31日付け事務連絡「平成29年度における施設間事例検討の実施について」

ケ 平成29年3月31日付け法務省矯成第1069号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導における実務研究会の実施について」

コ 平成29年1月19日付け法務省矯成第209号矯正局成人矯正課長通知「平成28年度性犯罪再犯防止指導メンテナンスプログラム検討会の開催について」

サ 平成28年4月12日付け法務省矯成第1119号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループの構成員の指名について」

シ 平成28年9月1日付け法務省矯成第2432号矯正局成人矯正課長通知「平成28年度性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ（第2回）打合せ会の開催について」

ス 平成29年1月19日付け法務省矯成第212号矯正局成人矯正課長

通知「平成28年度性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ（第3回）打合せ会の開催について」

セ 平成29年3月27日付け法務省矯成第862号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループ第1回打合せ会及び性犯罪者調査研究会（第1回）の開催について」

ソ 平成28年9月1日付け法務省矯成第2433号矯正局成人矯正課長通知「平成28年度性犯罪者調査研究会（第2回）の開催について」

タ 平成29年1月19日付け法務省矯成第210号矯正局成人矯正課長通知「平成28年度性犯罪者調査研究会（第3回）の開催について」

チ 平成28年5月27日付け法務省保観第82号矯正局成人矯正課長・保護局観察課長通知「性犯罪者処遇に係る情報の引継ぎについて」

ツ 平成28年5月27日付け事務連絡「「性犯罪者処遇に係る情報の引継ぎについて」の運用上留意すべき事項について」

テ 平成28年5月27日付け事務連絡「性犯罪者処遇に係る情報の引継ぎに用いる様式について」

ト 性犯罪再犯防止指導の効果的実施に関する考察－10年目の知見－（平成29年3月）

(14) 特別改善指導に関する書類（平成29年度）

ア 平成29年4月14日付け法務省矯成第1167号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪再犯防止指導に係るワーキンググループの構成員の指名について」

(15) 告示・訓令・通達（平成28年度）

ア 平成28年5月18日付け法務省保観第63号保護局長通達「性犯罪者処遇プログラム実施要領の全部改正について」

イ 平成28年5月18日付け法務省保観第64号保護局観察課長通知「性犯罪者処遇プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について」

ウ 性犯罪者処遇プログラム「ワークシート集」

4 各求補正を経て諮問庁が最終的に特定した文書（本件対象文書）

上記3（13）アないしトと同じ。